不適合工事とならないために

不適合工事とは、未竣工の工事又は出来形・品質に不適合がある工事をいいます。 (「福島県工事検査実施要項」第11条)

内容については、「不適合工事の処理要領」に記載されていますが、特に、 "施工管理等資料不足の場合"が多く発生しています。

これを防止するには、共通仕様書の該当部分をよく確認し、記載された内容を満足するように管理することが必要です。

- "試験方法"は合っているか
- "規格値"の対象は、個別の測定値か平均値か
- 工種や数量が、"試験基準"、"適用"の例外に該当していないか

等に注意して施工管理をお願いします。

また、施工が小規模である等の理由で、共通仕様書の管理基準のとおりに管理されていない場合では、発注者・受注者間で協議書等により文書で了解されていなければ不適合となりますので注意してください。

[不適合工事となりやすい例]

(以下「共通仕様書」とあるのは「土木部共通仕様書 土木工事編Ⅱ(令和元年10月1日)を指します)

1 「河川護岸の張コンクリートエで、施工数量が50m3未満の場合」

共通仕様書p302の"コンクリートの圧縮強度試験"の摘要欄に「小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は左記によらず1工種1回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。」とありますが、最後まで読むと、「※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(・・・・・、 護岸、・・・・・)」とあるため、小規模工種には該当しません。

2 「アスファルト舗装工事で、施工数量が1,000m2を超え2,000m2以下の場合」

共通仕様書p342の"現場密度の測定"の試験基準欄に「1,000m2を超え3,000m2以下3個」とありますが、「3,000m2を超えるものは上記に1,000m2ごとに1個(1孔)増やす」のところだけを読んで1,000m2ごとに1回と理解してしまうと2カ所しか試験しないことになります。